

就業問題特別委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、就業中又は就業に関して発生する諸問題の適正な対応措置を協議、検討するため、就業問題特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 就業に起因する問題の解決に関すること。
- (2) 就業の中止又は交代に関すること。
- (3) その他会長が要請する事項の処理の解決に関すること。

2 委員会は、前項により協議、検討した結果を会長に報告する。

3 委員会において就業停止、中止及び退会勧告が決定されたときは、理事会の審議を経て、適正な措置を決定する。

4 措置の基準は、別表のとおりとする。

(構 成)

第3条 委員会は、就業調整委員会の委員をもって構成する。

2 委員は会長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、総務委員会委員長がその任にあたる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、定款第26条の規定を準用する。

(委 員 会)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

2 委員会は、議事の対象となった当事者たる会員の出席を求め、当該議事に対する主張の機会を設けなければならない。また、議事に関係のある者の出席を求め、その者の説明又は意見を聞くことができる。

3 委員会の運営は委員長があたる。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 平成18年度は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの任期とする。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

【措置の段階】

1	A. 口頭 嚴重注意	B. 始末書の提出
2	C. 物損費用の一部負担	
3	D. 就業制限	E. 配置転換
4	F. 就業停止、または中止	G. 退会勧告